

平成 22 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総 務 省

政府の税制調査会は、平成 21 年 12 月 22 日、平成 22 年度税制改正大綱を取りまとめた。地方税制に関する概要は以下のとおり。

1 個人住民税の扶養控除

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33 万円）を廃止。
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とする。
- なお、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45 万円）及び 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33 万円）については、現行どおり。

2 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

◎ 燃料課税

- 軽油引取税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準を維持。
- 国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設。

◎ 車体課税

- 自動車取得税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 地球温暖化対策の観点から、当分の間、自動車取得税について、現在の税率水準を維持。

- 自動車取得税におけるいわゆる「エコカー減税」について、エコカーの普及に相当の効果があること、その減収が特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続。
- 自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引上げ。

◎ 地球温暖化対策のための税

- 平成23年度実施に向けて成案を得るべく、更に検討。

◎ 地方環境税の検討

- CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要。
- 地方公共団体が、地球温暖化対策について果たしている役割を踏まえ、地方の財源を確保する仕組みが不可欠。

3 たばこ税の税率

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成22年度においては、税率を次のように引き上げる。
(平成22年10月1日から)

		(現行)		(改正案)
道府県たばこ税	1,000本につき	1,074円	→	1,504円
市町村たばこ税	1,000本につき	3,298円	→	4,618円
合計	1,000本につき	4,372円	→	6,122円 (+1,750円)

(参考1)

国のたばこ税とたばこ特別税を合わせた税率についても、4,372円 → 6,122円 (+1,750円)となり、国と地方の配分比率1:1は維持。

(参考2)

国のたばこ税と合わせれば、1本につき3.5円の引上げであり、これにより5円程度の価格上昇が見込まれる。

4 税負担軽減措置等の見直し等

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。

- ・ 全体の件数 286 項目
- ・ うち 今回見直しの対象としたもの 90 項目
 - 〔 21 年度末期限到来 76 項目 〕
 - 〔 その他 14 項目 〕
- ・ 見直し結果
 - 拡充：6 項目 単純延長等：27 項目
 - 縮減：10 項目 廃止（サンセット含む）：47 項目

◎ 地方税における税負担軽減措置等の透明化

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

5 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。